

昭和町障害者活躍推進計画

機関名	昭和町役場
任命権者	昭和町長
計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。 なお、計画期間内においても、取り組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。
障害者雇用に関する課題	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。</p> <p>障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、庁内を挙げて取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>【法定雇用率（国、地方公共団体等）】 現行（平成30年4月1日以降）2. 5% ※令和3年4月までに、更に0. 1%引き上げ。2. 6%</p> <p>数値目標（令和6年6月1日時点）2. 6% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2. 35%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
2. 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関である労働局、公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担及び各種相談先に係る情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>